

下関地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第2回）

日 時：平成30年2月1日（木）9:30～10:30

場 所：山口県下関総合庁舎別館3階 第4会議室

出席者：下関市長、下関地方気象台長、山口県危機管理監、山口県下関土木建築事務所長

【開催状況】



【決定事項】

- ・本協議会を水防法第15条の10に基づき組織された協議会へと移行させるための規約の改訂について承認された。
- ・本協議会でおおむね5年で実施する取組等を取りまとめた地域の減災に係る取組方針について承認された。

【主な発言要旨】

- ・情報伝達に関して、ホットライン等の活用により、適切な情報共有をし、必要な方に、必要な情報をスムーズに提供するための取組が必要。（下関市長）